

# 静岡県地域福祉支援計画（第4期） 《概要》

## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域において個人や世帯を取り巻く生活課題はますます複合化、多様化しています。こうした生活課題に対応し、地域福祉を一層推進するため、第4期計画を策定するものです。

### 3 計画の期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

### 2 計画の位置付け

・社会福祉法第108条の規定に基づく、県内市町の地域福祉計画の達成や地域福祉の推進に関する取組を広域的な見地から支援するための計画。

・本県の地域福祉の施策の方向性を示す計画であり、高齢者、障害者、児童などの福祉に関し、共通して取り組むべき事項や市町の包括的支援体制構築の支援に係る事項などについて、地域福祉の視点から分野横断的に定める計画。

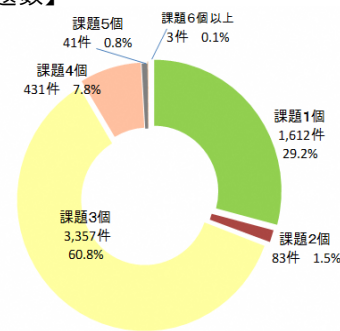
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

### 1 地域福祉を取り巻く社会状況

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域の生活課題は、介護、育児、就労、住まい家族関係、生活困窮などの複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化から「多様化」しており、課題解決が困難な事案が増加しています。

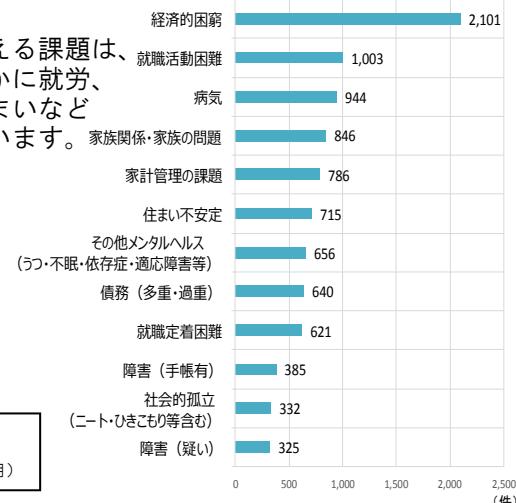
#### 【新規相談者の抱える課題数】

○ 新規相談者の約7割が2個以上の課題を抱えています。（課題の複合化）



#### 【新規相談者の抱える課題領域（上位12項目）】

○ 新規相談者の抱える課題は、経済的困窮のほかに就労、病気、家族、住まいなど多岐にわたっています。家族関係・家族の問題（課題の多様化）



新規相談件数  
5,527件  
(令和元年1月～12月)

統計：静岡県内の自立相談支援機関における新規相談件数（令和元年1月～12月集計）

### 2 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 少子高齢化の進行、家族構成の変化、人口の減少
- 家庭環境や就労環境の変化
- 地域のつながりの希薄化

- 地域の生活課題の多様化・複合化
- 活動の担い手の高齢化や人材の不足
- 災害、防犯への対応

- 複合課題、制度の狭間の課題などへの対応
- 福祉・介護人材の確保
- セーフティネットの整備、社会的孤立への対応

## 第3章 計画の基本的考え方

### <基本理念>

個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり

### <基本目標：目指すべき地域社会の将来像>

一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会

### <施策の方向>

・個性や多様性を尊重し、地域で共に支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識の醸成を図る。  
・学校、家庭、地域等が連携して、地域で暮らし多様な人との触れ合いや交流などの体験を通じ、幼少期からの福祉教育を推進する。

・障害の有無や年齢などによって、「支える側」と「支えられる側」に固定せず、誰もが役割や生きがいを持って、地域づくりに参加し、地域全体で人と人が支え合う仕組みを創る。  
・様々な生活課題の解決のため、福祉分野を超えて多分野との連携や協働による地域づくりを推進する。

・包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援などの一体的な取組を推進し、市町の包括的支援体制の構築を図る。  
・福祉・介護人材の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を図る。

### <施策の方向>（大柱）



## 第4章 施策の推進

### 施策体系（大柱・中柱）



### 改正・重点ポイント

○ 社会福祉法改正を踏まえ、複合化、多様化する地域の生活課題に対応するため、多様な主体が分野を超えて連携し、地域全体で課題解決に向けて取り組むことができるよう施策を展開する。

● 基本目標の達成に向けて、大柱Ⅰを「共生の意識づくり」に見直し、地域共生の意識醸成のための啓発や幼少期からの体験を通じた福祉教育を推進する。

● 「双方向型」による支え合いの下、地域の生活課題の解決に向けた取組が促進されるよう、多様な人々が集う居場所等の場の整備や住民等の地域活動への参加・交流の促進など、地域力の強化を図るための施策を推進する。

● 大規模災害への備えや犯罪の未然防止に向けた取組を強化し、コロナ禍においても、誰一人取り残さない安全・安心な地域社会を目指す。

● 分野や属性に関わらず、個人や世帯の抱える様々な相談を受け止め、課題解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、「包括的な支援体制構築の推進」を新設し、市町の体制構築を支援する。

## 第5章 計画の推進

### 推進体制

庁内関係部局で組織する「静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部」を中心に数値目標等を基準に施策の成果や進捗状況を定期的に調査、分析、評価し、必要に応じて計画を見直します。

### 主な数値目標

成果指標	内容	現状値		目標値	
		現状値	目標値	現状値	目標値
Ⅰ 成果指標	誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合	53.8% (R2)	75% (R3)		
	人権啓発講座等参加人数	29,320人 (R1)	30,000人 毎年度 (R7)		
	「共生・共有」の推進に向け、居住地域での交流を実施した児童生徒の数	851人 (R1)	1,400人 (R6)		
Ⅱ 成果指標	県民の地域活動への参加状況	83.5% (R2)	87%以上 毎年度 (R3)		
	地域福祉コーディネーターの養成者数	29人 (R1)	30人 毎年度 (R8)		
	「通いの場」設置数	4,226箇所 (R1)	5,500箇所 (R5)		
Ⅲ 成果指標	包括的相談支援体制の整備を行った市町数	11市町 (R1)	35市町 (R6)		
	成年後見制度利用促進研修参加人数	871人 (R1)	900人 毎年度 (R8)		
	社会福祉人材センターにおける就職者数	841人 (R1)	1,000人 毎年度 (R8)		





## 計画のポイント(改正点)

### 計画のポイント(表の見方)

- I～Ⅲの施策の方向(大柱)ごとに、左側に施策体系、右側に趣旨と主な個別施策(小柱)を記載
- 今回新設した項目に「新」、内容を拡充した項目に「拡」を記載
- 重点ポイントを太字にて表記

## I 共生の意識づくり

1 「地域共生」の意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成</li> <li>「子育ては尊い仕事」の理念の浸透</li> <li>ふじのくに型人生区分の普及・啓発</li> </ul> <p><b>拡</b> 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透</p>
2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における福祉教育の推進</li> <li>家庭教育の支援の促進</li> <li>豊かな人間性を育む食育の推進</li> </ul> <p><b>新</b> 幼少期からの福祉体験の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成</li> </ul>
3 学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育機関における福祉教育・学習の推進</li> <li>共生・共育のこころの学び</li> <li>学校と地域やNPO等との連携・協働の充実</li> </ul>

## II 共生の地域づくり

1 住民の地域活動への参加・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町地域福祉計画の推進支援</li> <li>住民主体の支え合いによる地域活動の推進</li> <li>地域における相談・見守り体制の充実</li> </ul> <p><b>拡</b> 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進</p> <p><b>拡</b> 在住外国人と共生する豊かな地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティづくりの支援</li> <li>地域のネットワークづくりの促進</li> <li>健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実</li> </ul>
2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町社会福祉協議会の活動の充実</li> <li>民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり</li> <li>ボランティア・NPO等による地域活動の推進</li> <li>企業等による地域貢献活動の推進と連携強化</li> </ul> <p><b>新</b> 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進</p> <p><b>新</b> 寄附や共同募金等への理解と取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援</li> </ul>

多様化、複合化する地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域全体で課題解決に向けて取り組むためには、一人ひとりが、お互いの個性や多様性を尊重し認め合い、共に支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識の醸成を図ることが重要です。このことから、お互いの個性や多様性を尊重し、世代を超えて人を思いやり、福祉のこころを育む「共生の意識づくり」を推進します。

### ◇ I-2-(4)

**幼少期からの福祉体験の推進**  
**幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進します。幼少期から地域で暮らす多様な人々との触れ合いや交流などの体験を通じて、お互いの個性や多様性を認め合い、人を思いやる福祉のこころを育みます。**



障害の有無や年齢、性別などによって、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、「双方向型」の支え合いの下、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域づくりに参加し、地域全体で人と人が支え合う仕組みを創ることが必要です。このことから、地域において住民主体の活動や交流の促進を図り、人と人、人と社会とのつながりを再構築することで、地域力の強化を図る「共生の地域づくり」を推進します。



### ◇ II-1-(4)

**多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進**  
**誰もが集い、交流できる居場所などの場の整備を促進します。また、コロナ禍においてもつながりを途切れさせない創意工夫ある活動を推進し、人と人との豊かなつながりを築きます。**

### ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進

- 福祉のまちづくり条例の普及啓発
- 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- 安心して利用できる製品やサービス・情報の提供
- お互いを尊重し、共生する社会づくり

### 新

- 新しい生活様式を踏まえ** **新** 地域防災に係る情報提供の推進
- 4 た防災・防犯の地域づくりの推進** **新** 被災後の生活再建への支援
- 新** 災害ボランティア活動の促進
- 新** 安全・安心のまちづくりの推進

## III 福祉の基盤づくり

1 包括的な支援体制構築の推進	<p><b>新</b> 分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援</p> <p><b>拡</b> 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各福祉分野の包括的な支援施策の推進</li> <li>ふじのくに型福祉サービス等の推進</li> </ul> <p><b>新</b> 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援</li> </ul>
2 希望や自立につながるセーフティネットの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援を必要とする人への支援の充実</li> <li>生活困窮者の自立支援対策の充実</li> <li>子どもの貧困対策の推進</li> <li>自殺総合対策の推進</li> </ul> <p><b>新</b> 社会的孤立の防止</p>
3 権利擁護の推進	<p><b>新</b> 成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業の促進</li> </ul> <p><b>新</b> 児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進</p> <p><b>新</b> 消費者被害等の防止に向けた取組の推進</p>
4 福祉サービスを担う人材の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・介護人材の確保と定着支援</li> <li>福祉・介護人材養成の推進</li> </ul> <p><b>新</b> 外国人介護人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県社会福祉人材センターの機能強化</li> </ul>
5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情解決体制の整備促進</li> <li>福祉サービス第三者評価等の推進</li> <li>社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導・監査等の実施</li> </ul> <p><b>新</b> 福祉サービスの情報の公表</p>



### ◇ II-4-(6)

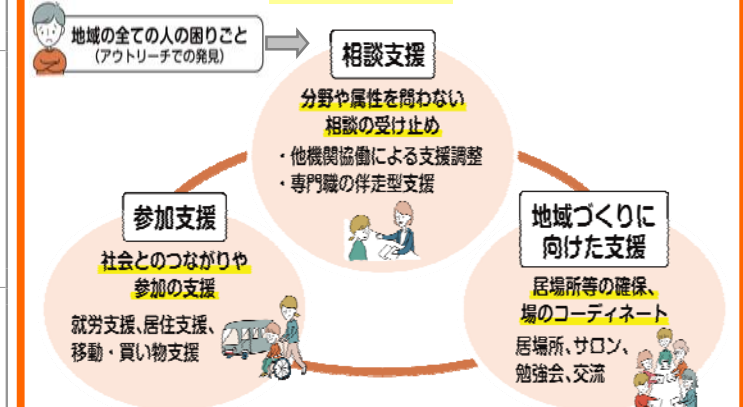
**災害ボランティア活動の促進**  
**被災者への救援・支援活動が円滑に行われるよう、県災害ボランティア本部・情報センターの立ち上げや運営を支援します。また、大規模災害を想定した訓練や災害ボランティアコーディネーターの養成等を行い、市町災害ボランティアセンターの体制の強化を図ります。**

分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、市町の包括的支援体制の構築を支援します。また、福祉サービスに対するニーズは、今後、ますます多様化し、増大することから、福祉・介護人材の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を図る必要があります。このことから、必要な支援やサービスを包括的に提供する体制等を整備する「福祉の基盤づくり」を推進します。

### ◇ III-1-(1)

**分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援**  
**相談を包括的に受け止める市町の相談支援体制の構築のため、県アドバイザーの派遣、連携担当職員の研修などにより、多様化、複合化した地域の生活課題の解決に向けた体制づくりを推進します。**

### 市町における包括的支援体制



### ◇ III-3-(1)

**成年後見制度の利用促進**  
**高齢者や障害のある人など、判断が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、後見人等が財産管理や身上保護などを行う成年後見制度の利用促進のための体制整備を推進します。**